

インボイス、3つの選択肢

課税登録、特例で負担減も

インボイス(適格請求書)制度がスタートする10月まで1カ月余り。事業者間の取引で消費税を正確に把握するための制度で、登録事業者は税率と税額を明記した適格請求書を発行することが必要になる。影響を大きく受けそうなのがフリーランスなどの個人事業主で売上高が年1000万円以下の免税事業者。適格請求書を発行するには制度に登録し、課税事業者になることが義務付けられているためだ。免税事業者はどうすべきか対応策を探った。

神奈川県在住のシステムエンジニアAさん(60)は8月初め、インボイス制度への登録を済ませ、課税事業者になった。フリーランスとして取引先のIT(情報技術)企業から仕事を請け負い、ここ数年の間売上は約800万円。免税事業者だったが、制度導入を目前にして方向転換した。「取引先と良好な関係を維持して、将来のビジネス拡大につなげたい」と話す。

消費税は一般的に商品・サービスの本体価格に上乗せされ、製造、卸売、小売といった各段階で事業者や消費者が税込み代金のかたちで払っている。国内消費税を納めるのは、販売先から消費税を受け取った事業者。ただし事業者は仕入れの際に税込み代金を払っているため、仕入れにかかった税額を差し引いて申告・納付する。この仕組みを「仕入れ税額控除」という。

例えばある個人事業者が仕入れで11万円(本体価格10万円、消費税1万円)を払い、販売先から22万円(本体価格20万円、消費税2万円)を受け取る例でみよう。個人事業者が販売先から受け取った消費税2万円をそのまま納めると、すでに仕入れ先に払った1万円と合計で3万円を負担することになる。そこで売上げの消費税から仕入れの消費税を引いた1万円を納税するという仕組みだ。

事業者が10月以降に仕入れ税額控除をする際は、適格請求書が原則として必要になる。現在の消費

税率は通常10%で、食料品などは軽減税率8%が適用されている。請求書にはどの品目での税率を適用したのか、税額はそれぞれいくらかなどを記載する。インボイス制度に登録する際に割り振られた登録番号も明記することが求められる。

では免税事業者はインボイス導入後にどんな選択肢があるのか。まず10月以降も免税事業者を継続する場合、引き続き消費税を納める必要はなく、納税に関する事務作業も負担せずに済むが、インボイスを発行することはできない。取引先は請求書がなければ原則として仕入れ税額控除をできないため、免税事業者との取引を減らしたり、代金の引き下げを求めたりする可能性がある。

「5%の減額で済んだだけでも良かった」。こう話すのは神奈川県で不動産賃貸業を手掛けるBさん(76)。年間売り上げは約950万円。10月以降も免税事業者を続けるつもりでいたところ、取引先から消費税相当の10%を引き下げるよう要請された。「個人事業者が企業と交渉するのは厳しかった」(Bさん)という。辻・本郷税理士法人の浅野恵理税理士は「取引先から注文を減らされたり、代金を減らされたりするのは懸念する免税事業者は多い」と話す。

一方、免税事業者から課税事業者に変更すると消費税を納める必要が生じ、利益の圧迫要因になる。また消費税を申告・納付する際の仕入れ税額控除で、取引ごとにインボイスを基に計算したりするといった事務作業も発生する。ただし課税事業者を選択する場合は、

申告の手間や納付する消費税額を減らせる優遇制度がある。

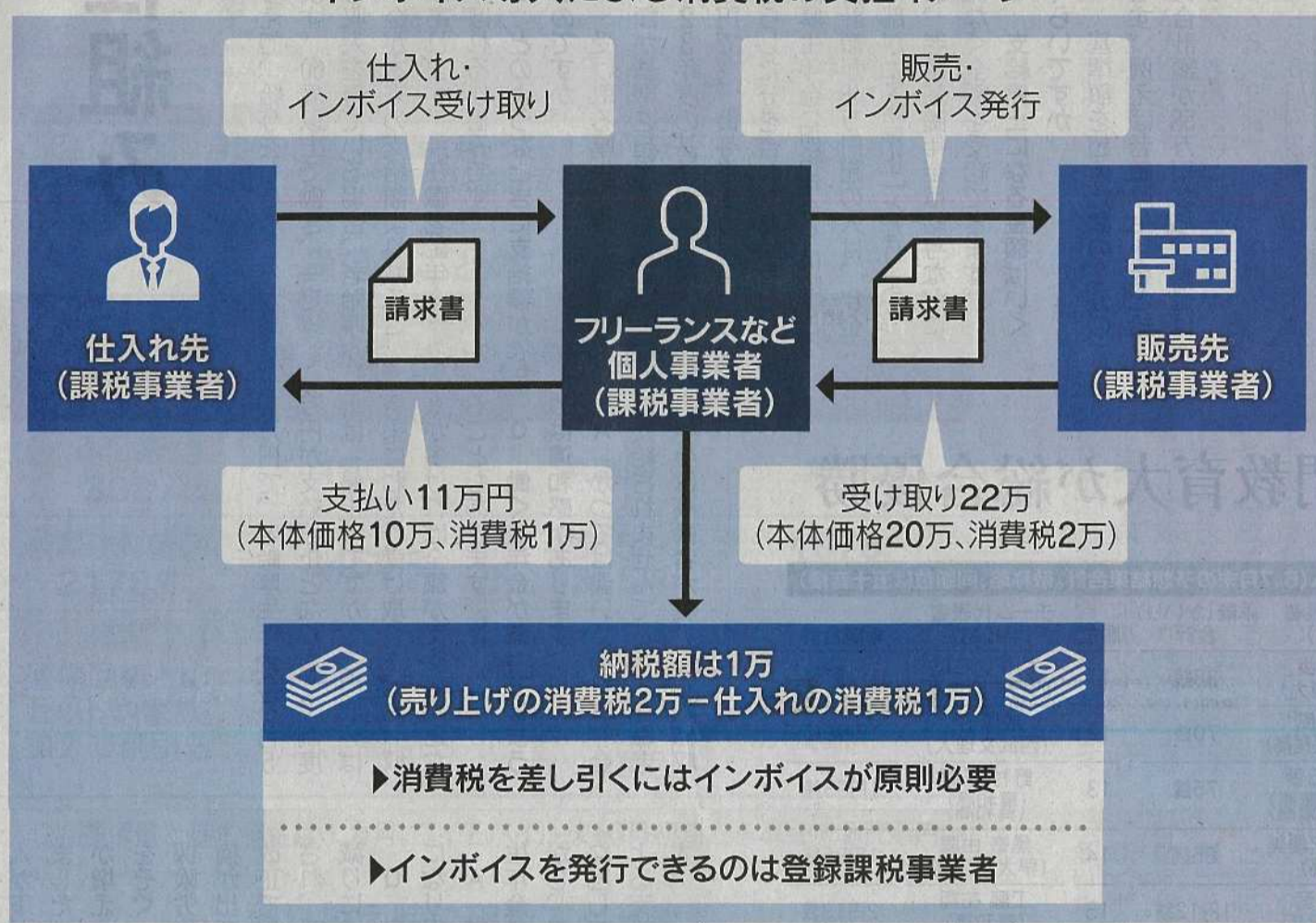
「まず検討したいのが簡易課税制度の活用」とブランドマーク税理士法人の清田幸弘代表税理士は助言する。通常の課税方法である原則課税では実際に仕入れにかかった税額を調べる必要があるのに対し、簡易課税では売上げにかかると一定の比率を掛けた金額を仕入れの税額とみなす。

この比率をみなし仕入れ率と呼び、業種ごとに決まっている。売上げにかかると決まっている。売上げにかかれば仕入れの税額を計算できるため、請求書を基に調べることができる。請求書を基に調べると、税額が売上げにかかると、事前に税務署に届け出を提出することが利用条件だ。

理士法人山田&パートナーズの浅川典子税理士は話す。冒頭のAさんの例でみよう。現在の税抜き売り上げは800万円。課税事業者になると消費税80万円を加えた880万円になる。一方、仕入れは税込みで110万円(本体100万円、消費税10万円)なので、原則課税を比べれば納税額は70万円になる。だが簡易課税だとシステムエンジニアはサービス業とされ、みなし仕入れ率は50%とAさんの実際の仕入れ率である12%強より高い。消費税額は40万円と、原則課税に比べ30万円少なくなる計算だ。

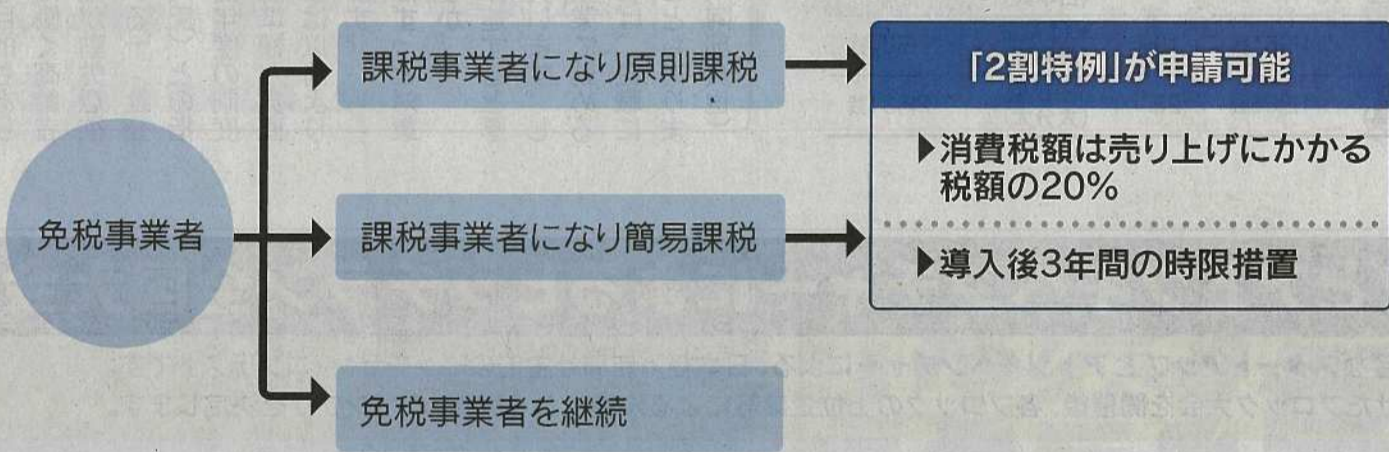
さらにインボイス制度導入に伴って免税事業者が課税事業者になると、税額が売上げにかかると、税額の20%が済む「2割特例」という仕組みもある。「原則課税、簡易課税のいずれを選んでいても申請できる」(藤曲武美税理士)。Aさんの場合は16万円の納付で済む。インボイス制度導入から3年間の時限措置だが、当面の負担軽減策として選択肢になりそうだ。

インボイス導入による消費税の負担イメージ



(注)消費税率10%のケース

免税事業者のインボイス導入後の選択肢



簡易課税制度での消費税額

税額の計算式: $\text{売上げにかかる税額} - \text{売上げにかかる税額} \times \text{みなし仕入れ率}$

主な業種	みなし仕入れ率
卸売業	90%
小売業	80%
製造業・建設業	70%
飲食業	60%
サービス業	50%
不動産業	40%

不当な条件変更、違法の恐れ

インボイス制度が始まる10月以降、免税事業者がインボイスを交付できないことを理由に取引を打ち切られたり、代金を一方的に減額されたりしないようにするため、政府は取引先の事業者を対象にした経過措置を設けている。取引先事業者が経過措置を利用することを避け、免税事業者からの仕入れについて2023年10月〜26年9月は消費税相当分の80%、26年10月〜29年9月は50%をインボイスがなくても控除することができるようになる。

だが経過措置があっても取引先が「登録しないと取引を打ち切る」「仕入れ税額控除できないので消費税相当額を代金から減額する」など一方的に通告する可能性がある。すでにイラストレーターや漫画作家、農家、翻訳者などでこうした通告を受けた例があったため、政府は「独占禁止法または下請法に抵触する恐れがある」として取引先事業者に注意喚起している。

政府は免税事業者が課税事業者になるよう要請することは問題ないとする。ただ制度に登録しないことを理由にした取引条件の一方的な変更などは違法になる可能性があるという。免税事業者がインボイス導入を機に不当な圧力を受けた場合は「独禁法を所管する公正取引委員会などに通報・相談する」といって阿保秋声税理士は話す。(後藤直久)

